

社会福祉法人裾野市社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

平成 28 年 5 月 27 日
規 程 第 6 号

改正 平成 28 年 12 月 21 日規程第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人裾野市社会福祉協議会定款第 25 条の規定に基づき、報酬の支給対象となる役員について、報酬の額及びその支払方法について定めるものとする。

(報酬を支給する役員及びその額)

第 2 条 報酬を支給する役員は、会長及び常務理事とする。ただし、常務理事が社会福祉法人裾野市社会福祉協議会職員給与規程（昭和 58 年規程第 2 号）の適用を受ける場合は、報酬を支給しない。

2 報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支払方法)

第 3 条 報酬の支払日は、毎月 21 日とする。

2 本条に定める支給日が休日、日曜日又は土曜日である場合は、その前においてその日に最も近い休日、日曜日、土曜日でない日とする。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| 区 分 | 報酬の額 |
|------|-------------|
| 会 長 | 月額 50,000 円 |
| 常務理事 | 月額 50,000 円 |